



「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」 普及啓発シンポジウム&タウンミーティング 開催！

全国福祉用具専門相談員協会（以下、ふくせん）では、現在、福祉用具専門相談員（以下、相談員）の研修受講実績を評価・公表する、「研修ポイント制度」の構築に着手している。厚生労働省・老人保健健康増進等事業による助成を受けてのものだ。相談員が自らの専門性を高め、ご利用者に質の高いサービスを提供していくためには、職業能力の開発・向上に向けた、相談員の自主的な取り組みが不可欠である。ふくせんは、職能団体として、それらを促す仕組みづくりに努めていかなければならない。本事業は、本年度モデル的に実施し、来年度より本格的な運用の開始を検討している。去る10月27日（土）、研修ポイント制度の普及・啓発を目的に、大阪でシンポジウムを開催した。

頑張っている人が評価される仕組みを目指して

「相談員の研修に対するモチベーションを上げることができ、またご利用者に対しても相談員の研修への取り組み状況を伝えることのできる、画期的な試みです」とは、ふくせん・山下一平理事長。「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度」は、相談員の研修受講実績に対してポイントを付与し、それをホームページで公表しようという新しい試み。研修機関は、自分たちの研修を受ければ何ポイント付与されるのかホームページ上で公開できるとともに、相談員も、自分に足りない分野は何か、どの研修機関で受けられるのか、ひとつの指標にできる仕組みを現在検討中だ。

福祉用具サービス計画（以下、計画）の作成が義務付けられ、福祉用具についても質に対する追い風が吹き始めた。介護保険事業も様々な変化を遂げる過渡期といえるかもしれない。その中で避けて通れないのは、予算の限界。今後は単に給付を抑制する議論ではなく、費用対効果に焦点が当てられるだろう。福祉用具・住宅改修の果たすべき環境整備への注目も期待される。そのような中で重要なのは、専門職としての技量と専門性。そこで「研修ポイント制度」が力を発揮する。「頑張っている人が評価される仕組みを作っていきたいと考えています。それには皆様の協力が必要です。ぜひ向上心をもって参加してください。」（同氏）

勝負の2年、相談員に期待されることは

シンポジウムに先駆け、厚生労働省から足を運んでいただいたのは、老健局振興課福祉用具・住宅改指導

官の宮永敬市氏。「今後の福祉用具サービスの方向性と福祉用具専門相談員の役割」と題し、講演を行った。

「3年後の報酬改定に向けて、すでに議論は始まっている」とは同氏。改定に向けた実質的な議論が行われるのは、今年、そして来年。介護サービス事業者は、この2年の取り組みが勝負といえる。介護保険制度の基本理念は、「有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと」。我々に求められるのは、個人の能力に応じたサービスの提供だ。

一方で、宮永氏は、福祉用具に対する期待も述べる。「計画導入の効果は、ご利用者・ご家族に対して、福祉用具とは何かをより周知できることです。そこが一番大きな目的です。導入目的や使い方がわかれば、ご利用者が福祉用具を適切に使うひとつのきっかけになるとともに、皆様の専門性も周知できるようになると思います。」さらに、モニタリングで導入効果を確認することで、ご利用者が次の目標に向かうことができるようになる。

宮永氏は、福祉用具専門相談員に対し、多職種間での連携や、予後予測に基づく福祉用具の導入、福祉用具導入効果の明確化を期待するという。「計画導入により、福祉用具がきちんと評価される仕組みができました。ぜひ頑張ってください。」とし、講演を締めくくった。



（写真）
講演を行う宮永指導官

福祉用具サービスの成長に計画書が不可欠



写真) 安田勝紀氏

引き続き講演を務めたのは、シルバー産業新聞社編集長の安田勝紀氏。テーマは、「福祉用具サービス計画義務化に伴うサービス提供環境の変化」について。これまでの4年間を見ても、福祉用具についての議論の内容はめまぐるしく変化している。当の議論の中心は、

杖・手すり・歩行器・スロープを販売へ移行するというもの。その後、その議論は凍結し、今度は貸与・販売選択制についての議論が浮上した。結果として、現状は貸与が維持されることとなった次第だ。

こうした議論の流れの中、安田氏が訴えるのは、計画作成の重要性。計画は、「貸与の良さを示すためのもの」との考えだ。「計画を導入しなければ、今後、貸与から販売への移行や、貸与・販売選択制の導入等も十分に考えられます。」とは安田氏の言葉である。

また、計画のもうひとつの重要な要素として、安田氏は「安全性の確保」を挙げる。福祉用具の事故が注目されつつある中で、安全性に対する社会的な要求はさらに高まっていくことだろう。その中で、計画は相談員の身を守るツールになる。的確な選定やモニタリングの記録があれば、適切なサービスを行ったことの証明にもなるのだ。福祉用具は24時間365日ご利用者のそばにある。だからこそ、ご利用者が安心・安全に福祉用具を使えるよう、計画が活用されなければならない。

「計画は、福祉用具貸与事業を大きく伸ばすために、なくてはならない仕組みです。たくさん大変なこともあるでしょうが、ぜひ推進してってください。」(同氏)

研修ポイント制度の構築に向けて

本日のメインであるシンポジウムのテーマは、「福祉用具専門相談員の研修ポイント制度の構築～職業能力の開発・向上、個人が評価される仕組みづくりを目指して」。計画書を質の高いものにしていくためには、相談

員のレベルアップが必要不可欠である。では、どのようにして相談員のレベルアップを図るのか。研修ポイント制度の持つ意味とは何なのか。「本日は会場の皆様のご意見もいただきながら、この制度について検討していきたいと思います。」(白澤氏)



【白澤政和氏】

●桜美林大学大学院
老年学研究科教授
●研修ポイント制度の
構築に関する調査研究
事業・検討委員長



記虎氏は、「ひとりひとりの人生観」にこだわる。福祉用具は、単にADL等をカバーするためのものではない。ご利用者にはそれぞれ、これまでの生活や好きなことがあり、福祉用具はそれら生活の継続を実現するためにある。「習得した知識や技術を、その人の人生



【記虎孝年氏】

●公益社団法人
関西シルバーサービ
ス協会理事長

をサポートするためにどう活用していくか、そこが大切です。潜在的なニーズをどう引き出していくか、できないと諦めているご利用者の自発的な意欲をどう向上させていくか、そういった能力が研修ポイント制度で評価されるようになるといいですね。」(記虎氏)



メーカーの立場として、また本制度構築に携わる委員として、意見を述べたのは花房氏。花房氏は、メーカーと相談員の役割について「メーカーが点なら、相談員は面。相談員は、より幅広い知識が求められます」と述べる。その知識を得る仕組みとして研修ポイ



【花房勇輔氏】

●ラックヘルスケア
株式会社取締役社長

ント制度があるわけだが、「キャリアアップや、それによる報酬等がなければ、普及は難しい」と花房氏は言う。「トップが強くメッセージを発信し、職員に目標を持ってもらうことが大切です。人材という資源への投資を惜しまず行っていただきたい。」(同氏)



【山下一平氏】
●一般社団法人
全国福祉用具専門相
談員協会理事長

「ふくせん設立当初から、研修ポイント制度の構築を考えていた」とは山下氏。ふくせんは、相談員が福祉用具の専門職として質を上げていくことを目的に設立された職能団体。しかし、質の向上のために必要不可欠な研修を、事務局員だけで全国展開することは難しい。そこでひらめいたのが、

本制度である。地域の研修機関を認証し、そこで受けた研修にポイントが付与していこうというのだ。「ご利用者にもわかりやすい形で指標を示せると思っています。相談員の努力を实のあるものにしていきましょう。」(山下氏)



先に講演を行った宮永氏も、シンポジウムに助言者として参加した。宮永氏は、尊厳保持に対する福祉用具の可能性に期待する。「福祉用具を使って『まだまだやれる』と感じられればご利用者は意欲がわき喜んでもらえるし、相談員も頑張るエネルギーをもらえます。それが最大のメリットです。自然と質も上がっていくでしょう。」また、医療と介護の連携に関する議論については、退院前からの福祉用具利用による在宅へのスムーズな移行等、検討材料について述べたうえで、「厚生労働省と相談員が互いに協力して質を引き上げていける環境

になるといいですね。そういった意味で研修ポイント制度の効果は高いだろうし、期待しています」とした。



「福祉用具も、研修ポイント制度によって、研修を業務の中に内在させていくことが非常に大事だと思います」とは、同じく助言者として参加した安田氏。福祉用具サービス計画を本当に意味のあるものにしていくためには、相談員のレベルアップは必要不可欠である。「レベルアップは、一朝一夕にできるものではありません。でも、そういう仕組みができあがり、福祉用具サービスの質があがっていけば、制度の中での福祉用具の位置づけも確実なものになっていくでしょう。」(同氏)



白澤氏は、研修ポイント制度の意義について、2点を挙げる。ひとつは、単に福祉用具を理解するばかりでなく、ひとりひとりのご利用者とのコミュニケーションを持ちながら、その人の幸せや楽しみを求めて支援できる人材を育てること。もうひとつは、チームの中で仕事をしていける人材を育てること。そうした人材を育成できる環境を作っていくことで、相談員が誇りを持てる社会を目指す。経営者も、職員の資質を高め、その人を適切に評価していくことが大切だ。「課題は、ポイントを公表しているホームページにどうすればアクセスしてもらえるかということ。相談員の実績以外にも様々な情報が得られるようにするなど、仕組みづくりの検討が今後ふくせんに課せられた使命です。」(白澤氏)

参加者との意見交換

研修ポイント制度が開始しても、実際に研修が開催されるのは主要都市だろう。参加意欲があっても、地方からは遠くて費用がかかり参加しづらい。地方の事業者でも参加しやすい環境を作ってほしい。

★山下理事長：具体的なところは検討段階だが、地域に格差がないようにするのが、この制度の基本理念。難しいかもしれないが、地域で研修会を開催している民間事業者を認証し、ポイントが付与していく方向で検討したいと思っている。注目して待っていてほしい。

★白澤委員長：研修ポイント制度は、地元で研修を受けられるようにするのが大きな趣旨。東京や大阪に出てきてポイントを稼ぐのではなく、地域の中で相談員が集まって行った事例検討などにもポイントが付与できるような仕組みにしていきたいと思っている。

★山本一志事務局長(ふくせん)：ふくせんでは各都道府県のブロックの組織化・活性化に力を入れている。地域で行っている研修を各ブロックで収集し、事務局で認証するような動きができるといい。また、相談員の従事者研修を行っている事業者が全国に約190あり、働きかけを検討している。全国の介護実習・普及センターとの連携も検討中。



シンポジウムの機会に合わせ、ふくせん大阪府ブロックの会員総会を開催した。この総会は、5月29日の全国のブロック長会議で、ブロック長の任期を本会役員と同一にするため、ブロックごとに会員総会を開催し改選を行うことを申し合わせたものである。

第1号議案は、ブロック長の選任について。現・大阪府ブロック長の酒井博人氏（総合メディカル株式会社代表取締役、ふくせん理事）の再任を諮ったところ、異議なく承認された。第2号議案は、事務局の設置について。酒井氏の会社である、「総合メディカル株式会社に置く」ことで承認された。第3号議案・その他では、副ブロック長の選任に



【酒井博人氏】

●ふくせん大阪府
ブロック長

について議論された。議場の賛成を得て、田之頭英二氏（ケアライフメディカルサプライ株式会社取締役副社長）と、鈴木みどり氏（株式会社トップコーポレーション取締役副社長）が就任した。再任した酒井氏は、「またこのように大阪府ブロック会員が集まる機会を設け、これからの活動や、研修ポイント制度の進捗状況を報告していきたい」とした。

なお、現在近畿エリアでは、ブロック整備に力を入れている。近畿エリアでブロックが組織化されているのは、大阪府と和歌山のみ。残りの1府3県の立ち上げを、現在進行中だ。

前述のとおり、近畿エリアでブロックがあるのは、大阪府と和歌山のみ。残りの1府3県については、現在設立準備を進めているところである。シンポジウム終了後、各府県から推薦されたブロック長候補者を集め、「近畿地区・ブロック設立準備交流会」と題し、理事長からの指名のセレモニーを開催した。

ふくせんのブロック規程第4条第1項に「（中略）ブロック設立時のブロック長については、理事長が指名し、理事会の承認を得て、これを選出する」とあるとおり、新規設立を予定している1府3県のブロック長については、山下理事長が指名を行う。候補者の4名は、11月15日に予定されているふくせんの理事会に諮られる。そこで承認された時点で、正式に1府3県のブロック設立となる次第だ。山下理事長は、候補者の4名に今後の活動への協力を仰ぐとともに、交流を通してふくせんの活動に対する思いを伝えた。



和歌山県ブロック長の大廣秀紀氏（株式会社大黒ヘルスケアサービス常務取締役）は、近畿エリアのブロック整備が進んでいることを受け、各団体間で連携していく必要性を訴えたうえで、「その中からふくせんの活動に賛同を得て、会員を増やしていきたい」と、組織の拡大化に期待を述べ、交流会の締めくくりに挨拶した。

【大阪府】ブロック長：酒井博人氏（前掲）、副ブロック長：鈴木みどり氏（前掲）、田之頭英二氏（前掲）／【和歌山県】ブロック長：大廣秀紀氏（前掲）、副ブロック長：橘田直樹氏（株式会社ヤマシタコーポレーション課長、和歌山営業所所長）／【京都府】ブロック長候補：荒井祐子氏（有限会社スマイルケア代表取締役）／【兵庫県】ブロック長候補：山田隆司氏（株式会社ひまわり専務取締役）／【奈良県】ブロック長候補：西浦忠彦氏（株式会社イカリトンボ代表取締役）／【滋賀県】ブロック長候補：村椿均氏（有限会社メディカルブレン介護保険部統括事業企画部長）